

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

厚生年金関係 22 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 17 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 15 件

東北（宮城）厚生年金 事案 3320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月16日から同年4月1日まで

私は、昭和47年4月1日からA株式会社に勤務し、49年4月1日に同社がB株式会社を立ち上げることに伴い、同社に異動し、50年6月1日まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに当時の事業主及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A株式会社からB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、昭和49年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和49年2月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間における申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、法令に基づき適正に処理を行っており、申立期間に係る保険料についても納付していると主張しているが、これらを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（福島）厚生年金 事案 3321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 7 月 1 日

申立期間にA事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが記載されている書類が見つかったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していたB施設から、A事業所を通じて提出された「平成 22 年 6 月期末・勤勉手当分給料、諸手当領収書（計算書）」及びC銀行から提出された申立人に係る流動性預金取引明細表により、申立人は、申立期間において標準賞与額9万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、「平成 22 年 6 月分として支払った賞与について、標準賞与額に係る届出を行っておらず、保険料も納付していない。」と述べていることから、年金事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録をそれぞれ15万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間④及び⑤に係る標準賞与額について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Bにおける標準賞与額に係る記録をそれぞれ15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

私は、平成 14 年 2 月から 17 年 9 月までの期間及び 18 年 11 月から現在までの期間は株式会社Aに、17 年 10 月から 18 年 10 月までの期間は株式会社Bに勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間に係る賞与が年金記録に反映されていないことが分かった。それぞれ 15 万円程度の賞与をもらった記憶があるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までの標準賞与額の記録について、株式会社Aから提出された申立人に係る賃金台帳、賞与明細書及び給与明細書（賞与）により、申立人は、申立期間①から③までにおいて 15 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたこ

とが認められる。

申立期間④及び⑤の標準賞与額の記録について、株式会社Aは、「株式会社Bの給与振込みは弊社で行っており、賃金台帳等の関連資料についても弊社において保管している。」旨回答しているところ、株式会社Aから提出された申立人に係る上記賃金台帳等により、申立人は、申立期間④及び⑤において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、両社の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3323

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額の記録については、平成16年8月12日は16万円、17年8月12日は13万6,000円、18年8月11日は12万3,000円、19年8月14日は12万円、20年8月14日は9万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月12日
② 平成17年8月12日
③ 平成18年8月11日
④ 平成19年8月14日
⑤ 平成20年8月14日

私は、昭和59年9月から平成22年1月まで株式会社Aに勤務したが、申立期間の賞与が厚生年金保険の記録に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年8月12日は16万円、17年8

月 12 日は 13 万 6,000 円、18 年 8 月 11 日は 12 万 3,000 円、19 年 8 月 14 日は 12 万円、20 年 8 月 14 日は 9 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から⑤までに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3326

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和48年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から同年11月8日まで

私は、B株式会社（現在は、C株式会社）のD部門であり、E県F市にあった事業所に勤務していたが、同事業所が昭和48年10月にA株式会社（後にG株式会社）となった後の約1か月間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。

勤務先の名称は変わっても勤務地に変更は無く継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び厚生年金基金の加入記録、同僚の提出した給与支払明細書、事業所の回答並びに複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、B株式会社及びその関連会社に継続して勤務し（昭和48年10月1日にB株式会社からA株式会社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金基金の昭和48年10月の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、申立期間において適用事業所になっていないが、同社は法人事業所であり、H健康保険組合に対して、昭和48年10月1日に35人の被保険者が事業所編入に同意したと

する同意書及び営業開始届を提出していることが確認できる上、同社は同日に同健康保険組合に加入していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めている上、事業主は、申立期間においてA株式会社が適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（秋田）厚生年金 事案 3327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月20日から同年7月1日まで

私は、昭和46年4月1日にB株式会社に入社して間もなく、グループ会社であったA株式会社へ異動したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間は、A株式会社において継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社を承継したC株式会社の回答並びに申立期間及びその前年に、B株式会社から同社のグループ会社であるA株式会社へ異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の複数の同僚の証言及び年金記録確認D地方第三者委員会（当時）のあっせんにより年金記録が訂正された、申立人と大学の同期であり、B株式会社における入社事情及び職種並びにA株式会社への異動の時期が同じであったとする同僚の、訂正後の同社の厚生年金保険被保険者資格取得日から、昭和46年4月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけ

る健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格取得時（昭和 46 年 7 月 1 日）の記録から、6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C 株式会社は不明としているが、申立人の A 株式会社に係る厚生年金保険の記録における被保険者資格取得日が雇用保険の記録における被保険者資格取得日と同日になっており、社会保険事務所（当時）及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和 46 年 7 月 1 日を資格取得日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から同年 6 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万7,000円、申立期間②については15万8,000円、申立期間③については17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日
③ 平成22年12月24日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成21年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成22年明細書（以下「賃金台帳等」という。）から、申立人は、申立期間①から③までにおいて同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は15万7,000円、申立期間②は15万8,000円、申立期間③は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については14万7,000円、申立期間②については19万1,000円、申立期間③については15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日
③ 平成22年12月24日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成21年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成22年明細書（以下「賃金台帳等」という。）から、申立人は、申立期間①から③までにおいて同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から③までの標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は14万7,000円、申立期間②は19万1,000円、申立期間③は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については15万7,000円、申立期間②については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成21年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成22年明細書（以下「賃金台帳等」という。）から、申立人は、申立期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額

の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 15 万 7,000 円、申立期間②は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については9万6,000円、申立期間②については17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成21年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成22年明細書（以下「賃金台帳等」という。）から、申立人は、申立期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額

の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は9万6,000円、申立期間②は17万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を申立期間①については8万1,000円、申立期間②については12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、13万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の12万5,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額（13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日
③ 平成22年12月24日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は、申立期間①及び②に係る賞与支払届並びに申立期間

③に係る賞与支払訂正届を平成 25 年 9 月 24 日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成 22 年明細書（以下「賃金台帳等」という。）から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、申立期間①は 8 万 1,000 円、申立期間②は 12 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準賞与額は、当初、12 万 5,000 円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 10 月 16 日に 13 万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（13 万円）ではなく、当初記録されていた標準賞与額（12 万 5,000 円）となっている。

しかしながら、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 22 年明細書によると、申立人は、申立期間③に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認めら

れる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる賞与額から 13 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与額について、当時、誤った賞与額で届け出たとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、事後訂正の結果、10万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の5万6,000円とされているが、申立人は、当該期間について、標準賞与額（9万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間②の標準賞与額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 22 年 3 月 31 日
② 平成 22 年 12 月 24 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は、申立期間①に係る賞与支払届及び申立期間②に係る賞与支払訂正届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準賞与額は、当初、5万6,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成25年10月17日に10万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額（10

万円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(5万6,000円)となっている。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、株式会社Aが提出した申立人に係る平成22年明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与額について、当時、誤った賞与額で届け出たとして当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、訂正の届出を行っている上、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、上記平成22年明細書によると、申立人は株式会社Aから当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成22年明細書によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日
③ 平成 22 年 12 月 24 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる賞与額から 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び③について、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成 22 年明細書（以下「賃金台帳等」という。）によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び③に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記賃金台帳等によると、申立期間①及び③の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を12万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる賞与額から 12 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる賞与額から 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を15万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる賞与額から 15 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる賞与額から 10 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間についてその主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行ってお

らず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年12月31日
② 平成22年3月31日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成25年9月24日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、株式会社Aから提出された申立人に係る平成22年明細書から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、上記平成 22 年明細書において確認できる賞与額から 10 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与支払届を提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、株式会社 A から提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は同社から当該期間に係る賞与の支払を受けたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の申立期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかし、上記平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、このほか当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は15万円、18年6月21日は46万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月21日

A株式会社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された平成15年12月及び18年6月の賞与一覧表並びにC健康保険組合の被保険者記録等により、申立人は申立期間①及び②において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は15万円、18年6月21日は46万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

東北（山形）国民年金 事案 1852

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から11年2月まで

私の夫は、平成9年3月30日から12年4月21日まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているが、夫の加入手続や保険料の納付は全て私が行っていたので、私の申立期間の保険料が未納になっていることには納得できない。納付書があれば私の保険料も納付していたはずである。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立人の国民年金被保険者資格については、平成3年12月1日に第3号被保険者資格を新規に取得し、11年3月30日に同資格を喪失し、同日に第1号被保険者資格を取得していることが確認できることから、オンライン記録によれば、第3号不整合期間判明に伴う勧奨に基づき申立人から提出された種別変更届により、25年7月16日付けで、第3号被保険者資格喪失日及び第1号被保険者資格取得日が11年3月30日から9年3月30日にそれぞれ訂正処理されていることが確認できることから、申立期間当時は、申立人は第3号被保険者として管理されており、制度上、納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することができない上、当該訂正処理がされた時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することができない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務の電算化がより一層図られた後であることを踏まえると、申立期間に係る記録の過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（宮城）国民年金 事案 1853

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで

私は、国民年金制度が始まった頃に国民年金手帳が送られてきたので、昭和37年頃に、36年4月から37年6月までの国民年金保険料をA市役所の窓口又は社会保険事務所（当時）でまとめて納付したが、申立期間は未納期間とされているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同名簿は昭和36年10月14日に作成され、同日に国民年金手帳が発行されたことが記載されているものの、同名簿の住所欄に「B地区＊」と記載されていることが確認できるところ、このことについて同市は、当該住所は43年8月に「C地区＊」が住居表示変更されたものであるとしている上、同名簿の昭和43年度の摘要欄に社会保険事務所の記録と照合したことを示す押印があることから、当該記録の照合時点までは申立期間の国民年金保険料は未納であったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和37年頃にA市役所の窓口又は社会保険事務所ですべて納付したとしているが、納付時期及び納付方法についての記憶は明確ではなく、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である上、同年頃に申立期間の保険料を納付する場合には過年度納付及び現年度納付の二つの方法によることになることから、同市役所の窓口又は社会保険事務所のいずれかで一括納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3316

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで
② 昭和 36 年 2 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 12 月 21 日まで

私は、婚姻のため昭和 38 年 12 月頃に A 株式会社 B 事業所を退社したが、脱退手当金の請求手続をした記憶も無ければ受け取った記憶も無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金裁定請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には当該表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考えにくい。

また、申立人は、申立期間③に係る事業所である A 株式会社 B 事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 39 年 3 月 * 日に婚姻届を提出しているところ、前述の被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人に係る備考欄には、いずれも「氏名変更 39. 8. 25」と記載されていることが確認できることから、当該事業所における資格喪失日から約 8 か月後の同年 8 月 25 日に旧姓から新姓に氏名変更されたことになるが、申立期間の脱退手当金が同年 9 月 4 日に支給決定されている上、申立人は、申立期間後に厚生年金保険の加入歴が無いことを踏まえると、脱退手当金の請求手続に伴い当該氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期

間③に係る資格喪失日から約8か月後の昭和39年9月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、オンライン記録によれば、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるものの、当該未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは異なる被保険者台帳記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求されたと考えられる昭和39年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、異なる被保険者台帳記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求の被保険者期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（秋田）厚生年金 事案 3317

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 22 日から 35 年 4 月 21 日まで
国の記録では、A株式会社B営業所を退職した後に申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、退職後に脱退手当金を請求した記憶も無ければ受け取った記憶も無い。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和35年8月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3318

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から29年9月1日まで
② 昭和30年9月1日から33年4月30日まで

私は、結婚のためA株式会社を退職したが、その当時、厚生年金保険に加入していたことを知らず、脱退手当金の制度についても知らなかったため、脱退手当金を受給していない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和33年及びその前後2年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の支給要件を満たす9人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち申立人を含む6人が被保険者資格を喪失した日から4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約1か月半後の昭和33年6月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、通算年金制度の発足（昭和36年11月）前に支給決定されているところ、当時、厚生年金の受給資格を得るためには20年の加入期間が必要であることから、昭和61年4月1日に国民年金の第3号被保険者資格を取得するまで公的年金の加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給し

ていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3319

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 55 年 11 月から 56 年 3 月まで

私は、申立期間において、株式会社Aの従業員として、B事業所でC業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

会社から健康保険証を交付されたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの回答及び同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aは、「申立期間当時の社会保険の取得届を確認したが、申立人の記録は見当たらないことから、申立人はパート勤務であったと思われる。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人が一緒に勤務したとする同僚に照会したところ、当該同僚は、「申立期間当時、株式会社Aに勤務していたが、自分は、会社から健康保険に加入できないと言われたので、国民健康保険に加入しており、同社の社会保険には加入していなかった。」としている上、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料の控除についての証言は得られなかった。

さらに、株式会社Aから提出された昭和 55 年 11 月の入社一覧表に記載のあった者のうち、申立人と勤務地が同じ地域であったと思われる同僚3人に照会したが、回答が得られないことから、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は見当たらない

上、株式会社Aの申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 25 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 3 月に A 株式会社に入社し、勤務先は途中で B 株式会社等へ変わったが、39 年 7 月に C 株式会社に入社するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、A 株式会社及び B 株式会社へ継続して勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、D 法務局 E 出張所に A 株式会社及び B 株式会社に係る商業登記簿を請求したところ、両社に係る登記簿は見当たらないとの回答であり、申立期間当時の事業主及びそのほかの役員の氏名は確認できない上、両社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている代表者の所在も確認できないことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料の控除等について確認できない。

また、A 株式会社の後継事業所である F 株式会社は、申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、給与からの保険料の控除等については不明であると回答している。

さらに、B 株式会社については、前述の理由から、設立及び解散年月日が確認できないところ、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 6 月 1 日であることが確認できる。

加えて、A 株式会社及び B 株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人と同様の記録となっており、所在が確認

できた8人に照会を行ったところ、5人から回答があったが、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる関連資料は所持していないとしている。

その上、上記名簿によると、申立人は、A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格を昭和34年1月25日に喪失し、B株式会社における被保険者資格を同年6月1日に取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 9 月 30 日まで

私は、申立期間において、株式会社Aに勤務していた。当時、公共職業安定所で社会保険に加入している会社であることを確認して入社しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な業務内容に関する記憶、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された同社に係る身分証明書から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aの商業登記簿によれば、同社は昭和 44 年 7 月 3 日に設立したことが確認できるところ、オンライン記録において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、株式会社Aは既に解散しており、代表取締役及び取締役二人のうち一人は死亡している上、所在が確認できた事業所設立当初の取締役（代表取締役の妻）は、「私は取締役であったが、事務的なことも含め詳しいことは分からない。」旨回答をしていることから、申立人の厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料控除についての関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が元同僚として挙げた3人については、いずれも個人を特定できず、所在を確認することができないことから、申立人の厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料控除について証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3343

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日
③ 平成 22 年 12 月 24 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成 25 年 9 月 24 日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成 22 年明細書（以下「賃金台帳等」という。）によると、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、事業主は、申立期間に係る賞与支払届は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 9 月 24 日に提出したとしていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賃金台帳等によると、申立期間の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していない旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成 25 年 9 月 24 日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成 22 年明細書（以下「賃金台帳等」という。）によると、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、事業主は、申立期間に係る賞与支払届は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 9 月 24 日に提出したとしていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賃金台帳等によると、申立期間の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していない旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3345

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 12 月 31 日
② 平成 22 年 3 月 31 日

株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、事業主は当該賞与支払届を平成 25 年 9 月 24 日に年金事務所に提出しており、年金記録に反映されない記録とされていることから、年金記録に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された申立人に係る平成 21 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び平成 22 年明細書（以下「賃金台帳等」という。）によると、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、事業主は、申立期間に係る賞与支払届は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 25 年 9 月 24 日に提出したとしていることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が申立人の賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、上記賃金台帳等によると、申立期間の賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aの事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していない旨証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

東北（宮城）厚生年金 事案 3347

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年6月頃から同年12月17日まで
② 昭和28年8月15日から同年9月1日まで
③ 昭和29年9月5日から30年7月1日まで

私は、昭和27年6月頃から32年10月までA事業所に勤務し、主にB業務に従事した。途中、所属する会社名の変更はあったようだが、作業内容に変化は無く、一度も退職することなく勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③においてA事業所に勤務していたと主張しているところ、同事業所は昭和51年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立人が記憶する同事業所の事務担当者及び申立人が名前を挙げた同僚が記憶する事務担当者も既に亡くなっていることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた7人のうち所在が確認できた2人に照会したところ、1人から回答があり、当該同僚は申立人を知っており、一緒に働いていたとしているものの、申立人のA事業所における勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明としている。

さらに、申立期間①において、当該7人の同僚全員について、A事業所における厚生年金保険の被保険者記録を確認できない上、申立期間②及び③においても、7人のうち4人について同事業所における厚生年金保険の

被保険者記録を確認できない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の同事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録と一致しており、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月頃 から 37 年 10 月頃 まで
私は、申立期間に A 事業所（現在は、有限会社 B）の従業員として、C 株式会社の D 事業所に派遣されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言から、申立人は、具体的な勤務時期及び業務内容については特定できないものの、同事業所の従業員として C 株式会社に派遣され、同社において働いていたことはうかがえる。

しかしながら、有限会社 B は、申立期間当時の関係資料は無く当時の状況について不明としていることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、昭和 43 年頃に勤務した E 事業所の担当者に対し、A 事業所に勤務した際に交付された厚生年金保険被保険者証を提示した記憶があるとしているものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、E 事業所における申立人の記号番号は、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に新たに払い出されたものであることが確認できる。

さらに、申立期間における A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の番号及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3349

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 4 日から同年 12 月 21 日まで
私は、有限会社Aに昭和 47 年 1 月 1 日から同年 12 月 20 日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
昭和 47 年に先代の社長が亡くなり、その後を引き継いだ夫人から会社を存続すると言われたので継続して勤務していたが、同年 12 月に会社を廃業するとの話があり、同年 12 月 20 日で退職した。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 10 月 10 日付けのB資格合格証書を提出した上で、B資格の試験は在職中でなければ受験できなかったことから、申立期間において、有限会社Aに継続して勤務していたとしているところ、同証書を発行したC団体連合会（現在は、D団体連合会）は、同資格は同連合会に加盟している事業所の従業員のみ受験資格があるとしているが、申立人の具体的な受験時期は資料が無く不明としていることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、有限会社Aは、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日である昭和 47 年 10 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社は既に解散しており、申立期間当時の事業主もなくなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人が、有限会社Aにおいて一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人のうち、所在が判明した一人に照会したが、回答は得られなかった上、申立人が昭和 47 年 12 月に同社の事業主から廃業を伝えら

れた後、受注済みの業務を手伝ってもらっていたとする友人は、申立人の申立期間における勤務実態及び給与の支給については不明であるとしている。

加えて、申立人の有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和47年10月4日であり、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（山形）厚生年金 事案 3350

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 1 日から 42 年 12 月 27 日まで
② 昭和 42 年 12 月 27 日から 47 年 9 月 21 日まで

申立期間①について、A事業所に勤務し、B業務をした。同じ職場の男性が家に訪ねてきた記憶がある。

申立期間②について、C株式会社に勤務し、D業務をした。近所に住んでいた女性が同社に勤めており、自分は彼女より後から入社し先に退社した。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昼間はE社F営業所においてG担当の職員として勤務し、その後、15時から18時までの3時間はA事業所で勤務したと述べているところ、オンライン記録によると、当該期間にE社F営業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

一方、A事業所については、申立期間①当時、当該事業所のH担当の者の証言及び申立人が名前を挙げた同僚に係る同事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が同事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、前述のH担当の者は、申立人について、申立期間①頃にA事業所に勤務していたが、B業務等の臨時的社員であったことから、社会保険には加入していなかった旨述べている。

また、オンライン記録によると、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録に当該事業所の事業主に該当する氏名は見当たらず所在が不明であ

る上、前述の申立人が名前を挙げた同僚は既に亡くなっており、申立人の同事業所に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用等について確認することができない。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、申立期間①を含む昭和32年9月1日から45年5月1日までの期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず健康保険の番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、C株式会社には12時から13時までの休憩時間を挟んで9時から15時まで勤務していたと述べているものの、同社は、当時勤務していた元社員に聞き取りをしたところ、「申立人が勤務していた記憶はあるが、臨時職員等のため社会保険には入っていなかった。」との回答があったとしている。

また、申立期間②においてC株式会社に係る厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の一人は、当時の同社の勤務時間は8時30分から17時までであり、申立人の勤務時間であればパート勤務だったと思う旨述べている。

さらに、申立人は、C株式会社には、近所に住んでいた女性の同僚より後に入社し、先に退社したと述べているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和47年3月6日であることが確認でき、申立人の主張と合致しない上、当該同僚は既に亡くなっていることから当時の状況を確認することができない。

加えて、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②を含む昭和42年5月29日から48年2月19日までの期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月頃から同年 6 月頃まで

私は、A 県立 B 高等学校 C 科に在籍中の昭和 47 年 4 月頃から同年 6 月頃まで、D 県 E 市の F 株式会社が所有する船舶 G に実習生として乗り組み、1 週間ぐらいの周期で H 漁に従事していた。

実習生として申立期間に同じ船に乗り組んでいた同級生は、船員保険に加入していると聞いているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

I 団体から提出された資料及び同級生の証言等から、申立人は申立期間に F 株式会社が所有する船舶 G に乗り組んでいたことが確認できる。

しかしながら、F 株式会社は、「当社の J 部署は昭和 63 年に休止をしている。書類等を保管していた倉庫は既に無く、当時在籍していた社員も今はいないため、何も記録が残っていない。」旨回答している上、申立期間当時の船舶 G の船長は既に死亡していることから、当時の状況について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人と同じ船舶 G に乗り組んだとされる同級生 6 人のうち 1 人を除く 5 人は、申立人と同様に申立期間における船員保険被保険者記録が無い。

さらに、船員保険被保険者原票において、申立期間に F 株式会社における船員保険被保険者記録が確認できる者の中に、申立人及び上記同級生 5 人の氏名は見当たらない上、当該原票に記載のある船員保険被保険者記録に不自然な訂正等はなく、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、F株式会社において船員保険の被保険者記録が確認できる上記同級生1人の船員保険年金番号の前後計100人の被保険者原票を調査したが、申立人の氏名は見当たらず、A県立B高等学校C科の実習生の中で申立期間に係る当該船舶所有者における被保険者は、上記同級生1人以外に確認できない。

なお、申立期間について上記同級生1人のみが船員保険被保険者期間となっていることについて、F株式会社は不明としているが、I団体の資料によると、申立人及び上記同級生5人は「昭和47年3月27日赴任」とする旨の記載が確認できるところ、上記同級生1人のみ「4月15日赴任、病気のため1航海休漁」とする旨の記載となっており、当該同級生も「自分は雇入期間中に病気になったので船員保険に加入したと思う。」旨証言していることを踏まえると、申立人及びほかの同級生5人と異なる状況であったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3352

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

私は、昭和 51 年 12 月に A 株式会社へ入社し、54 年 2 月 28 日まで同社に勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人の A 株式会社における離職日は、昭和 54 年 2 月 28 日であることが確認できる。

しかしながら、A 株式会社の代表取締役、元代表取締役及び取締役に照会したが回答は得られず、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間に A 株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を有し、申立人を記憶する複数の同僚も、申立人の退職時期は不明と回答している。

さらに、オンライン記録によると、A 株式会社において申立人と同様に月末に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚について、当該資格喪失日と雇用保険の離職日が符合していない者が複数確認できる。

加えて、A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 54 年 2 月 28 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。